

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）（新旧対照表）

改正後	現行
<p>6 商品ファンド業関係</p> <p><b>6-1 投資の対象及び割合</b></p> <p>6-1-2 商品投資以外の投資            法第2条第1項に規定する「商品投資」以外に投資する場合には、以下を満たすものとする。</p> <p>(1) 金融商品（信託受益権、譲渡性預金、抵当証券、証券取引法第2条に規定する有価証券及び証券先物取引（証券取引法第2条第17項に規定する有価証券先物取引、同条18項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第19項に規定する有価証券オプション取引及び同条第20項に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下同じ。）並びに<u>金融先物取引法第2条第2項に規定する取引所金融先物取引等をいう。以下同じ。</u>）を投資対象として組み入れる場合には、法第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が運用財産の総額の二分の一超であることとする。</p> <p>(2) 金融商品の組入れ割合は、その合計額が運用財産の総額の二分の一未満とし、<u>証券先物取引及び取引所金融先物取引等の組入れ割合については、その合計額が運用財産の総額の三分の一以内とする。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>6 商品ファンド業関係</p> <p><b>6-1 投資の対象及び割合</b></p> <p>6-1-2 商品投資以外の投資            法第2条第1項に規定する「商品投資」以外に投資する場合には、以下を満たすものとする。</p> <p>(1) 金融商品（信託受益権、譲渡性預金、抵当証券、証券取引法第2条に規定する有価証券及び証券先物取引（証券取引法第2条第17項に規定する有価証券先物取引、同条18項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第19項に規定する有価証券オプション取引及び同条第20項に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下同じ。）並びに<u>金融先物取引法第2条第11項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。</u>）を投資対象として組み入れる場合には、法第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が運用財産の総額の二分の一超であることとする。</p> <p>(2) 金融商品の組入れ割合は、その合計額が運用財産の総額の二分の一未満とし、<u>証券先物取引及び金融先物取引等の組入れ割合については、その合計額が運用財産の総額の三分の一以内とする。</u></p> <p>(3) (略)</p>

(注1) (略)

(注2) 証券先物取引及び取引所金融先物取引等の金額については、証拠金又はオプションの対価ベースとし、金融商品の組入れ割合の算定に当たっては、証拠金等に差し入れた金融商品が含まれる。

(注1) (略)

(注2) 証券先物取引及び金融先物取引等の金額については、証拠金又はオプションの対価ベースとし、金融商品の組入れ割合の算定に当たっては、証拠金等に差し入れた金融商品が含まれる。